

【様式1】

平成21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:労働政策研究・研修機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
平成20年度下流システム運用保守の委託	独立行政法人労働政策研究・研修機構 契約責任者 若 木 文 男 '東京都練馬区上石神井4-8-19	H20.4.1	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2汐留シティセンタービル	当該サーバ、パソコンの開発元であり、性能及び特質について熟知しており、他者に委託することは困難であることから会計規程第41条第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため、公表しない	13,982,976	-	0	機構の基幹システム(LAN、サーバ、パソコン、データベース、ウェブサイト等)の構築業者であること。 使用しているサーバ、パソコンの開発元であり、性能及び特質について熟知しており、他者に委託することは困難であるため。	平成21年度契約	
平成20年度上流システム障害対応業務等の委託	独立行政法人労働政策研究・研修機構 契約責任者 若 木 文 男 '東京都練馬区上石神井4-8-19	H20.4.1	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2汐留シティセンタービル	当該システムの構築会社であり、同システムの構成及び特性を熟知しており、他者に委託することは困難であることから会計規程第41条第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため、公表しない	8,083,908	-	0	業務対象上流システムの構築会社であり、同システムの構成及び特性を熟知しており、他者に委託することは困難であるため。	平成21年度契約	
平成20年度上流システム運用保守(常駐)業務の委託	独立行政法人労働政策研究・研修機構 契約責任者 若 木 文 男 '東京都練馬区上石神井4-8-19	H20.4.1	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2汐留シティセンタービル	当該システムの構築会社であり、同システムの構成及び特性を熟知しており、他者に委託することは困難であることから会計規程第41条第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため、公表しない	13,880,160	-	0	業務対象上流システムの構築会社であり、同システムの構成及び特性を熟知しており、他者に委託することは困難であるため。	平成21年度契約	
平成20年度ウェブサーバ等の保守契約	独立行政法人労働政策研究・研修機構 契約責任者 若 木 文 男 '東京都練馬区上石神井4-8-19	H20.4.1	富士テレコム株式会社 東京都板橋区板橋1-53-2 TM21ビル	当該サーバは、同社が導入作業を行い、動作に関する技術ノウハウ、設定数値は同社独自のものであり会計規程第41条第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため、公表しない	3,088,884	-	0	当該サーバは、同社が導入作業を行い、動作に関する技術ノウハウ、設定数値は同社独自のものであり、他者に委託することは困難であるため。	準備期間を経たのち平成22年度	
平成20年度データベースサーバ等の保守契約	独立行政法人労働政策研究・研修機構 契約責任者 若 木 文 男 '東京都練馬区上石神井4-8-20	H20.4.1	富士テレコム株式会社 東京都板橋区板橋1-53-2 TM21ビル(平成19年度まで富士通株式会社と契約)	当該サーバは、同社が導入作業を行い、動作に関する技術ノウハウ、設定数値は同社独自のものであり会計規程第41条第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため、公表しない	3,760,596	-	0	当該サーバは、同社が導入作業を行い、動作に関する技術ノウハウ、設定数値は同社独自のものであり、他者に委託することは困難であるため。	準備期間を経たのち平成22年度	
平成20年度経理システムの保守	独立行政法人労働政策研究・研修機構 契約責任者 若 木 文 男 '東京都練馬区上石神井4-8-21	H20.4.1	財団法人日本システム開発研究所 東京都新宿区富久町16-5	経理システムの基本プログラムの著作権を有しており、外部にソースコードを公開することが不可能であることから、会計規程第41条第4項に該当するため	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため、公表しない	2,268,000	-	0	経理システムの基本プログラムの著作権を有しており、外部にソースコードを公開することが不可能であるため。	準備期間を経たのち平成22年度	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
平成20年度労働大学校空調自動制御機器の定期点検保守	独立行政法人労働政策研究・研修機構 契約責任者 若 木 文 男 '東京都練馬区上石神井4-8-22	H20.4.1	ジョンソンコントロールズ株式会社 東京都渋谷区笹塚1-50-1笹塚NAビル	当該機器の製造元であり、会計規程第41条第4項に該当するため	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため、公表しない	2,404,500	-	0	平成21年度以降の労働大学校の施設管理運営業務に係る市場化テストの実施に合せて、競争実施予定であるため。	平成21年度契約	
霞ヶ関連絡事務所賃貸借契約	独立行政法人労働政策研究・研修機構 契約責任者 若 木 文 男 '東京都練馬区上石神井4-8-23	H20.4.1	大同生命保険株式会社 東京都港区海岸1-2-3	当該スペースの立地場所、間取り、交通の利便性等から目的に沿っており競争を許さないことから、会計規程第41条第4項に該当するため	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため、公表しない	45,919,428	-	0	千代田区霞ヶ関にあることで、行政機関、大学・研究機関、企業、労組等の幅広い分野の専門家が参集しやすく、また政策担当者との討議、意見交換を日常的に行えること等の利便性があり、幅広い層に情報提供しやすいこと等の理由から平成15年度に企画競争の結果選定したものの、現在移転の可否について検討中のため。	準備期間を経たのち平成22年度	
平成20年度官公庁資料等刊行物の定期購入	独立行政法人労働政策研究・研修機構 契約責任者 若 木 文 男 '東京都練馬区上石神井4-8-23	H20.4.1	東京官書普及株式会社 東京都千代田区神田錦町1-2	当該刊行物は、毎年1回または隔年、あるいはイレギュラーに巻次を追って刊行される逐次刊行物の継続購読資料であり、全て刊行された時点にならないと価格が定まらず、購入を確実にできる相手方であることから会計規程第41条第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため、公表しない	2,442,253	-	0	官公庁資料等刊行物は、毎年1回または隔年、あるいはイレギュラーに巻次を追って刊行される逐次刊行物の継続購読資料である。全て刊行された時点にならないと価格が定まらず、事前に価格を予定できないため。	平成21年度契約	
図書館管理システム(NALIS)ソフトウェアの保守	独立行政法人労働政策研究・研修機構 契約責任者 若 木 文 男 '東京都練馬区上石神井4-8-23	H20.4.1	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	当該システムソフトウェアの開発元であり、外部にソースコードを公開することが困難であることから、会計規程第41条第4項に該当するため	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため、公表しない	1,323,000	-	0	当該システムソフトウェアの開発元であり、外部にソースコードを公開することが困難であるため。	準備期間を経たのち平成22年度	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成20年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成21年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成21年度)を記載すること。

平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名・労働政策研究・研修機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備 考
「アジア労働問題研究機関ネットワーク」プログラム実施に係る国際(ILO)との合意書締結及び経費の支出	独立行政法人労働政策研究・研修機構 契約責任者 若木 文男 東京都練馬区上石神井4-8-19	H20.4.1	ILO駐日事務所 東京都渋谷区神宮前5-53-70 国連大学本部ビル8階	相手方はILO以外にないことから会計規程第41条第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため、公表しない	5,000,000	-	0	本事業は、アジア・太平洋地域の15カ国の研究機構と一定の研究テーマを設定して国際的共同研究を実施し、これらの研究機構の研究能力の向上を支援するとともに、構築したネットワークを当機構の研究活動に役立てることを目的として、ILOアジア太平洋総局と共同で実施するものであり、他に相手方がいないため。	19	
平成20年度SAS(統計分析処理パッケージソフト)の年間契約の更新	独立行政法人労働政策研究・研修機構 契約責任者 若木 文男 東京都練馬区上石神井4-8-20	H20.4.1	SAS Institute Japan 株式会社 東京都中央区勝どき1-13-1	当該ソフトの独占販売元との契約であり会計規程第41条第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため、公表しない	4,272,450	-	0	SAS Institute Japan 株式会社は、当該ソフトの独占販売元のため	10	
平成20年度SPSS(統計分析処理パッケージソフト)の年間契約更新	独立行政法人労働政策研究・研修機構 契約責任者 若木 文男 東京都練馬区上石神井4-8-21	H20.4.1	エス・ピー・エス・エス株式会社 東京都渋谷区広尾1-1-39恵比寿プレイムスクエア7F	当該ソフトの独占販売元との契約であり会計規程第41条第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため、公表しない	7,677,600	-	0	エス・ピー・エス・エス株式会社は、当該ソフトの独占販売元のため	10	
平成20年度新聞・刊行物(朝日新聞・日経新聞・東京新聞他)の購読	独立行政法人労働政策研究・研修機構 契約責任者 若木 文男 東京都練馬区上石神井4-8-22	H20.4.1	朝日新聞サービスアンカーASA上石神井 東京都練馬区上石神井1-41-1	供給元代理店との契約であり会計規程第41条第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため、公表しない	2,065,752	-	0	朝日新聞サービスアンカーASA上石神井は、供給元代理店であるため	10	
平成20年度「ビジネス・レーパー・モニター調査」用インターネットシステムの利用	独立行政法人労働政策研究・研修機構 契約責任者 若木 文男 東京都練馬区上石神井4-8-20	H20.4.1	みずほ情報総研株式会社 東京都千代田区神田錦町二丁目3番地	「e-リサプラス」のシステムを選定したことから、同社以外の取り扱いがなく、会計規程第41条第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため、公表しない	2,520,000	-	0	平成15年度において汎用WEBアンケート構築/集計システム「e-リサプラス」を企画競争により選定した。全国200者程のモニターに対して同システムを利用して回答を得ていることから、継続的に使用することがモニターの利便性及び調査等の作業効率の観点から同社のシステムを採用することが効率的であるため	10	
平成20年度外部オンラインデータベースサービス(LexisNexis)の年間契約更新	独立行政法人労働政策研究・研修機構 契約責任者 若木 文男 東京都練馬区上石神井4-8-20	H20.4.1	レクシスネクシス・ジャパン株式会社 東京都世田谷区太子堂4-1-1キョロットワ-19F	データベース(DIALOG)は他にはない独自の機能、サービスであることから会計規程第41条第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため、公表しない	2,268,000	-	0	同社のデータベース(DIALOG)は、国内外の記事・文献検索、海外の判例・法令検索を中心に配信され、他にはない独自の機能、サービスであるため	10	
平成20年度法律顧問契約	独立行政法人労働政策研究・研修機構 契約責任者 若木 文男 東京都練馬区上石神井4-8-20	H20.4.1	井口寛二法律事務所 東京都千代田区神田駿河台3-7百瀬ビル3F	平成17年度から顧問弁護士業務を委託し、当機構の実情を熟知している者が他にない会計規程第41条第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため、公表しない	1,260,000	-	0	平成17年度の当機構の顧問弁護士業務を委託したことから当機構の実情を熟知しているため	19	21年度より顧問契約廃止
電気の利用	独立行政法人労働政策研究・研修機構 契約責任者 若木 文男 東京都練馬区上石神井4-8-20	H20.4.1	東京電力株式会社 埼玉支店 埼玉県志木市幸町1-8-50	電気事業法第2条第1項第10号に規程する電気事業者であることから会計規程第41条第4項に該当するため。	-	22,841,111	-	0	電気事業法第2条第1項第10号に規程する電気事業者であるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備 考
ガスの利用	独立行政法人労働政策研究・研修機構 契約責任者 若木 文男 東京都練馬区上石神井4-8-20	H20.4.1	東京ガス株式会社 東京都港区海岸1-5-20	需要に適合した供給を行える事業者が特定されており価格競争による契約相手方の選定を許さないことから会計規程第41条第4項に該当するため。	-	4,547,976	-	0	需要に適合した供給を行える事業者が特定されており価格競争による契約相手方の選定を許さないため。	8	
電話の利用	独立行政法人労働政策研究・研修機構 契約責任者 若木 文男 東京都練馬区上石神井4-8-20	H20.4.1	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3-19-2	需要に適合した供給を行える事業者が特定されており価格競争による契約相手方の選定を許さないことから会計規程第41条第4項に該当するため。	-	9,418,766	-	0	需要に適合した供給を行える事業者が特定されており価格競争による契約相手方の選定を許さないため。	8	
電話の利用	独立行政法人労働政策研究・研修機構 契約責任者 若木 文男 東京都練馬区上石神井4-8-20	H20.4.1	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都港区海岸1-2-20 汐留ビルディング	需要に適合した供給を行える事業者が特定されており価格競争による契約相手方の選定を許さないことから会計規程第41条第4項に該当するため。	-	2,385,885	-	0	需要に適合した供給を行える事業者が特定されており価格競争による契約相手方の選定を許さないため。	8	
水道の利用	独立行政法人労働政策研究・研修機構 契約責任者 若木 文男 東京都練馬区上石神井4-8-20	H20.4.1	東京都水道局 東京都新宿区西新宿2-8-1	需要に適合した供給を行える事業者が特定されており価格競争による契約相手方の選定を許さないことから会計規程第41条第4項に該当するため。	-	4,417,981	-	0	需要に適合した供給を行える事業者が特定されており価格競争による契約相手方の選定を許さないため。	8	
水道の利用	独立行政法人労働政策研究・研修機構 契約責任者 若木 文男 東京都練馬区上石神井4-8-20	H20.4.1	朝霞市水道部 埼玉県朝霞市本町1-1-1	需要に適合した供給を行える事業者が特定されており価格競争による契約相手方の選定を許さないことから会計規程第41条第4項に該当するため。	-	3,382,243	-	0	需要に適合した供給を行える事業者が特定されており価格競争による契約相手方の選定を許さないため。	8	
後納郵便の利用	独立行政法人労働政策研究・研修機構 契約責任者 若木 文男 東京都練馬区上石神井4-8-20	H20.4.1	日本郵政公社 東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	郵便法による独占事業者であり、会計規程第41条第4項に該当するため。	-	3,257,626	-	0	郵便法による独占事業者のため。	9	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由		類型区分
競争性のない随意契約によらざるを得ない場合		
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの		
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの		1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの		2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの		3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの		4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)		5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等		6
二 その他		
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等		7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)		8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)		9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入		10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入		11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの		12